

丸紅グループ社員及び退職者の皆さまへ

丸紅グループ団体保険制度

団体割引 **25% OFF**

親御さまに介護が必要になったときの「仕事と介護」の両立のために…

# 親子のちから (団体親介護費用補償保険)

親介護費用補償特約セット団体総合保険



突然訪れるかもしれない介護のリスクに対する備えは十分ですか？

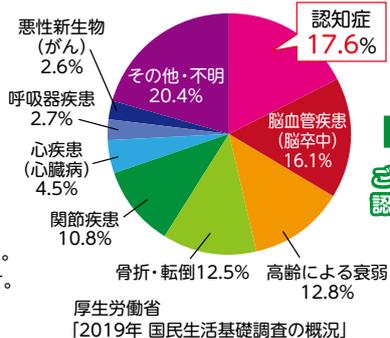


大切な親御さまが介護状態になってからでは大変です。



65歳以上の高齢者のうち、現在約15%の方が認知症、さらに約13%の方が軽度認知障害とされています。

■介護が必要となった主な原因



ご存知ですか?  
認知症の現状

■認知症高齢者の現状 (平成24年)



厚生労働省「第115回社会保障審議会介護給付費分科会資料」認知症施策の現状について

- ・端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。
- ・要介護度別にみた場合の総数です。要介護度不詳を含みます。
- ・熊本県を除いた数値。



「介護サービスと一体型の親子のちから団体親介護費用補償保険」が  
**あなたと親御さま**をサポートします！

中途加入  
随時募集中

保険期間：2023年8月1日～2024年8月1日 1年間

※中途加入の場合は、毎月20日締切、翌月1日保険責任開始 保険契約者：丸紅株式会社

本保険の概要

補償内容

保険料

お申込方法

契約概要

取扱代理店

Marubeni Safenet

丸紅セーフネット株式会社

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

ある日突然襲ってくる「親の介護」…その不安を軽減する「親子のちから」(団体親介護費用補償保険)で「仕事と介護の両立」をお手伝い!

親が介護状態になったら…

例えば親御さんが高齢になると、  
①脳血管疾患 ②転倒・骨折、関節疾患 ③認知症  
などによって介護生活が突然始まる可能性があります。

急に介護といわれても…。  
仕事があるのにどうすれば!?  
親父は独り暮らしだし…。



落ち着いて考えましょう。  
まずは国の公的介護保険制度を  
見てみませんか?



まずは要介護認定を

国の公的介護保険制度の要  
介護認定を受けることで、  
介護サービスを受けることが  
できます。  
→詳細はP5へ



へえ、要介護認定を  
受けることができれば  
安心して仕事を  
続けられるね。

それがそうともいえなくて…。  
公的介護保険は必要最低限の  
補償なので、それだけで  
介護費用をまかなえるのは  
ごく一部の人だけなんです。



公的介護保険だけでまかなえる人とは…

- 常に世話をしてくれる家族が同居している人
- 年金を含む収入や資産などが十分にある人



え!? どうしよう。  
どちらもあてはまらないよ…。

公的介護保険では要介護度に応じて  
利用限度額と自己負担額があるんです。  
ちなみに、公的介護の範囲内で作った  
ケアプランの例を見てみましょう。



公的介護保険の範囲内のケアプラン

- 要介護2 独り暮らしの父の場合のケアプラン例
- 内容 月曜から金曜、朝の訪問介護  
火曜と金曜のデイサービス
- 費用 自己負担1割で月額19,616円



う〜ん。親父ひとりじゃ食事も  
作れないし、昼食や夕食、土日も  
サービスを頼まないと生活できないよ。  
でもうちは夫婦共働きだし、  
家族で介護しようと思おうと  
仕事をやめざるをえないな…。

公的介護だけでは足りない分を  
自費でサービス利用するので、  
自己負担が発生するんです。  
例えば足りない部分を埋めると  
右のようなイメージとなります。



実際に必要なケアプラン

- 要介護2 独り暮らしの父の場合のケアプラン例
- 内容 月曜から金曜、朝の訪問介護、火曜と金曜のデイサービス  
平日昼夜、土日3食の配食サービス
- 費用 公的介護1割負担で月額19,616円、配食サービス利用で月額32,000円



このくらいのサービス利用を  
しないと生活は難しいよな。  
でも毎月の費用負担が  
大きいなあ〜。

不安や負担を  
解消するために  
備えた方がいいですね。



そこで親子のちから(団体親介護費用補償保険)なんです!

親子のちからの「安心」 ※1 2023年2月現在

「安心」その  
**1** 「公的介護保険」ではカバーしきれない  
「介護サービス利用に  
かかる費用」を補償!

損保ジャパンの提携事業者をご利用の場合は一部キャッシュレスも可能

「安心」その  
**2** 家族の負担が重い認知症  
に関わる  
「要介護1」※2から  
補償の対象!

「安心」その  
**3** 「SOMPO笑顔倶楽部」で  
介護に関する情報不足による  
不安や悩みをWebサービス  
で支援!

詳細は次ページ以降解説します。

この安心が、  
団体割引25%が  
適用となり  
お得な保険料で!!

例えば…親の年齢が64歳、  
500万円コースの場合

月額保険料  
**1,490円** ※3

※2 要介護1の場合、その認定時の「認知症高齢者の日常生活 自立度判定基準」の判定で、医師からIIa以上の診断を受けている状態にかぎりませ  
(P5参照)  
※3 保険料は保険始期日(中途加入日)時点における対象者(親)の満年齢によります。更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢によります。

「安心」その  
**1**

**親子のちから(団体親介護費用補償保険)では、所定の要介護状態となった場合、損保ジャパンの提携事業者の各種介護サービスを一部キャッシュレス(実費)でご利用可能。\*1**

\*1 非提携事業者の介護サービスを受けた場合は、支払った実費分をお支払いします。(公的介護や労災からの給付がある場合はその金額を差し引いてお支払いします。)

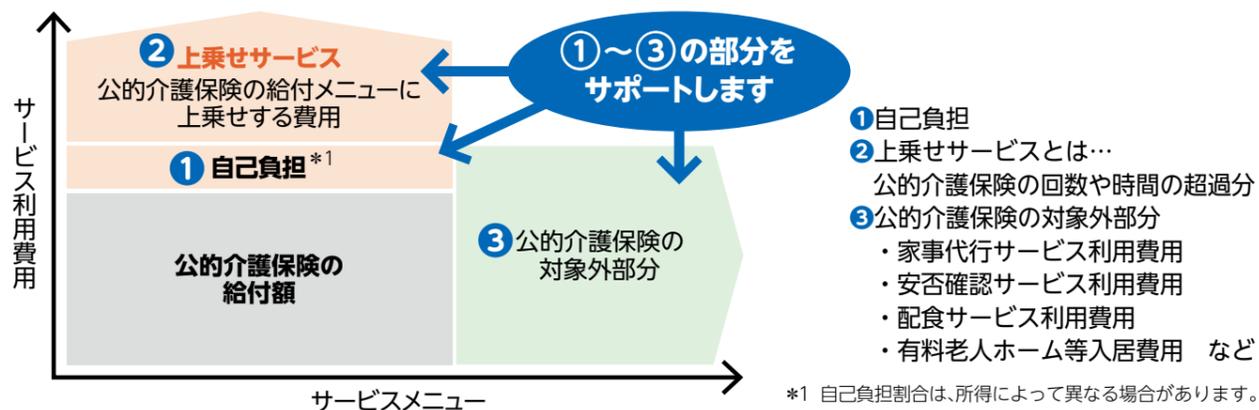


公的介護保険ではカバーしきれない部分を親子のちからで補償しませんか？

**商品の特徴**

介護の担い手となることで**時間的な負担**だけでなく**肉体的・精神的な負担**も重くのしかかります。親子のちからは公的介護保険でカバーできない部分を補償する保険です。

**公的介護保険と親子のちからのカバー範囲**



**親子のちからの補償内容**

**公的介護保険制度対象の介護サービス利用費用を補償します。(公的介護の給付有無は問いません。)**  
公的介護保険の利用限度額を超えての介護サービス利用費用や自己負担部分を補償します。

**公的介護保険制度対象外の介護サービス利用費用を補償します。**

介護の負担を軽減できるよう、公的介護保険制度では対象外となる以下の介護サービス利用費用を補償します。各サービスについて提携事業者のご紹介が可能です。  
※提携事業者や利用方法などの詳細につきましてはご加入後にご案内します。

**家事代行サービス利用費用**

**補償するのは** 対象者(親)または被保険者(子)が利用した家事代行費用



**住宅改修費用**

**補償するのは** 対象者(親)の介護を目的として、対象者(親)居住の住宅を改修した費用\*



\*住宅改修費用は親介護費用保険金の請求時の限度額または100万円のいずれか低い金額をお支払限度とします。

**配食サービス利用費用**

**補償するのは** 対象者(親)または被保険者(子)が、対象者(親)のために配食サービス\*を利用した費用



**有料老人ホーム等入居費用**

**補償するのは** 対象者(親)が有料老人ホーム等に入居するための費用\*



\*有料老人ホーム等入居費用は親介護費用保険金の請求時の限度額または300万円(K1タイプは100万円)いずれか低い金額をお支払限度とします。

**安否確認サービス利用費用**

**補償するのは** 対象者(親)または被保険者(子)が、対象者(親)の安否を確認するためのサービス\*費用



\*カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者がその役割また情報の提供を行うサービスをいいます。

「安心」その  
**2**

**家族の負担が重い「認知症」に関わる要介護1\*1から補償の対象に。**

\*1 要介護1の場合、その認定時の「認知症高齢者の日常生活 自立度判定基準」の判定で、医師からIIa以上の診断を受けている状態にかぎりず。



軽度から中程度の介護状態では公的介護をはじめ、周囲のサポート体制も不十分な場合がありますが、親子のちからなら、要介護1から補償の対象になります。

**A. 要介護度**

公的介護の要介護度は下表のとおり区分されます。本人または家族が市町村の介護保険窓口へ申請してから、訪問調査、主治医意見書、介護認定審査会を経て判定されます。

要介護度	身体の状態(例)
自立	要介護状態ではなく、社会的支援も不要な状態
要支援	1 要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態
	2 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態
要介護	1 軽度の介護を必要とする状態
	2 中等度の介護を必要とする状態
	3 重度の介護を必要とする状態
	4 最重度の介護を必要とする状態
	5 最重度の介護を必要とする状態

軽

重

補償対象外

条件付で補償対象(認知症生活自立度IIa~)

補償対象

**B. 認知症生活自立度**

認知症生活自立度は厚生労働省の定めるもので、要介護の判定を行う際に主治医が作成する主治医意見書において、記載必須項目とされています。

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる
	IIa 家庭外でも上記IIの状態がみられる
	IIb 家庭内でも上記IIの状態がみられる
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ介護を必要とする
	IIIa 日中を中心として上記IIIの状態が見られる
	IIIb 夜間を中心として上記IIIの状態がみられる
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ専門医療を要する

軽

重

要介護1であっても補償対象とする条件

「安心」その  
**3**

## 加入者(被保険者)向けサービス：SOMPO 笑顔倶楽部

「SOMPO笑顔倶楽部」は、介護に関する情報不足による不安や悩みを支援するWEBサービスです。

- SOMPO 笑顔倶楽部は、MCI (軽度認知障害) の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供いたします。
- SOMPO 笑顔倶楽部は、サービス利用時点における「親子のちから」の被保険者(子)・対象者(親) およびその家族にご利用いただけます。
- サービスの利用にかかる費用は、お客さまご自身のご負担となります。
- 保険金をお支払いする要介護状態に該当していなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介しますことが可能です。
- 保険金をお支払いする要介護状態に該当された後は、サービス利用費用が保険金のお支払いの対象になる場合があります。

### 「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

<h4>認知症知識・最新情報</h4> <p>認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。</p>	<h4>認知機能低下の予防サービスの紹介</h4> <p>予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。*</p>	<h4>認知機能チェック</h4> <p>認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。*</p>
<h4>介護に関するサービスの紹介</h4> <p>SOMPO ホールディングスグループの介護会社「SOMPO ケア」を中心とした介護に関するサービス(介護相談、施設見学、体験入居、介護実技研修等)をご紹介します。*</p>	<h4>サービスナビゲーター</h4> <p>お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスをご提示する「SOMPO 笑顔倶楽部」独自の機能です。*</p>	

(※) パートナー企業が提供し、提供サービスには有償・無償いずれもあります。

- (注1) 本サービスは、サービス利用時点における「親子のちから」の被保険者さま、対象者さまおよびそのご家族の方がご利用できます。
- (注2) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
- (注3) 本サービスは SOMPO 笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提供先の企業が提供するサービスです。
- (注4) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
- (注5) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO 笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

#### 親子のちから 保険加入後のイメージ図です

保険加入

物忘れが多くなった…  
道に迷うことが増えた…  
家事がおっくうに…

保険加入後(要介護状態になる前)

保険加入後は…  
SOMPO 笑顔倶楽部(※2)が日常生活をご支援します!

(※2) サービス利用費用はお客さま負担です。

要介護状態に! (※1)

要介護状態に該当してから  
最大10年間補償

要介護状態該当後は…  
被保険者(対象者の子)が負担した所定の費用(※3)が、保険金としてお支払いの対象になります!

(※3) P15 参照

## 認知症サポート SOMPO 笑顔倶楽部 無料 コンテンツをご紹介します!

国の介護保険はあるけど、施設に入居することになったら幾らくらいかかる? どのくらいのお金を準備したらいいの?

SOMPO ケア社が運営する介護付ホーム「そんぼの家」の利用料シミュレーションが可能です!

施設を利用した場合の自己負担額が確認できる!

ご利用になりたい施設が所在する都道府県と、利用したい期間を選択してクリック!

在宅介護をした場合の自己負担額も併せて表示されます。

参考自己負担額	約 825 万円
内訳	約 89 万円
介護保険自己負担額 (1割負担の場合)	約 89 万円
施設利用料 (賃料・食費・その他)	約 69 万円
※医師費や余暇活動費等は別途かかる場合があります。	
在宅介護の自己負担額合計	約 322 万円
一時にかかる費用 (住宅改修・福祉用具レンタル等)	約 69 万円
毎月自己負担額合計	約 253 万円

※毎月自己負担額は月4.6万円  
※在宅の介護期間の平均は約4年7カ月  
公益社団法人 生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」

▲介護施設の利用料シミュレーション

自分や家族の認知機能は大丈夫か心配…

認知機能チェック で定期的なチェックを!

第7問

下の2つの絵はそれぞれ、異なる2つの絵が重なってできています。それぞれの絵の中は「含まれていない」もの名ををクリックして選択してください。

1. かぼちゃ、ゴルフクラブ、コマ、体重計

2. ヨット、たむけ、音符、花

▲短期記憶の問題：物を覚える ▲判断力の問題：重なる絵を答える

楽しみながら10の問題に答えていくとご自身の認知機能スコアが確認できます。定期的にチェックすることは認知機能の早期発見と、早期の予防活動に繋がります。

認知機能チェック結果

あなたのチェック結果

86 点

※各認知機能の満点は20点満点です

笑顔倶楽部に戻る

2次元コードにアクセスして、今すぐ無料で体験! してみませんか?

認知機能チェック

「親子のちから」の被保険者さま、対象者さま、およびそのご家族の方限定でご利用いただける、「お元気コール」をご案内いたします。  
「お元気コール」は、経験豊富なオペレーターが毎月1回お電話にて、離れて暮らす対象者さま（親御さま）のお話し相手となり、健康状況やご様子を確認し、サービス利用者さまにメールでお知らせするサービスです。  
(注)お元気コールのURLやご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。

**特徴 1 経験豊富なオペレーターによるきめ細やかな対応で離れていても安心!**

経験豊富なオペレーターが、離れて暮らす対象者さま（親御さま）に 定期的にご連絡させていただきますので、親近感・安心感をもってご利用いただけます。

**特徴 2 確認できたご様子を、サービス利用者さまにお知らせします!**

離れて暮らす対象者さま（親御さま）の健康状況やご様子を確認させていただき、サービス利用者さま（被保険者さま等、本サービスにご登録された方）にメールにてご報告いたします。



**サービスの内容**

離れて暮らす対象者さま（親御さま）のご様子が変わりご安心いただけます!



(注) 対象者さまと繋がらない場合は、1日3回・最大3日間(合計9回)、おかけ直しいたします。

(注1)「お元気コール」は、サービス利用時点における「親子のちから」の被保険者さま、対象者さま、およびそのご家族の方がご利用できます。ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。  
(注2)「お元気コール」は、株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティング アクトが提供します。  
(注3) サービスは、2023年2月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。  
(注4) サービスの詳しい内容につきましては、サービス利用規約をご確認ください。  
\*「お元気コール」の登録方法などについては、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

**【キャッシュレス対応】親介護費用保険金の直接支払いサービスについて**

被保険者(子)が損保ジャパンと提携する事業者から費用の請求を受け、親介護費用保険金をお支払いする場合は、損保ジャパンにご依頼いただければ、その事業者に保険金を直接支払うことができます。なお、保険金支払時の提携事業者からのサービス購入や直接支払サービスの利用は任意であり、利用を義務付けるものではありません。

- 提携事業者名**  
【安否確認サービス利用費用】  
●総合警備保障株式会社 (ALSOK)  
【住宅改修費用】  
●株式会社フレッシュハウス ●株式会社 LIXIL トータルサービス  
【有料老人ホーム等入居費用】  
●SOMPO ケア株式会社  
(入居前に支払う一時金のみキャッシュレス対応可能)  
(ご注意) 提携事業者は、2023年2月現在の内容です。  
お客さまに事前にご案内なく変更となる場合があります。

- 保険金直接支払におけるご注意事項**  
●提携事業者の選定基準(業績・財務・コンプライアンス)は損保ジャパンの定めるところにより決定します。  
●提携事業者名は左記「提携事業者名」に記載しています。  
●被保険者は親介護費用保険金を直接受け取ることも可能です。  
●提携事業者からサービスの提供を受けた場合において、保険金がサービスの対価に満たないときは、被保険者は不足分をお支払いいただく必要があります。  
●提携事業者のサービス等の提供が困難になる場合として次のようなケースが想定されます。  
・提携事業者が損保ジャパンの定める選定基準を満たさなくなった場合  
・提携事業者が損保ジャパンの改善要求に対して誠実に履行しない場合  
・提携事業者が廃業・倒産等により事業を継続できない場合  
など

**Q1 どのような場合に保険金を受け取ることができますか?**

**A1** 対象者(被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方)が所定の要介護状態\*1に該当したことにより、被保険者が日本国内において対象者の介護のために対象期間\*2中に利用した所定のサービス等の費用を保険金額を限度にお支払いします。  
※1 要介護状態についてはP5をご覧ください。  
※2 対象期間については以下の保険料と保険責任をご覧ください。

**Q2 被保険者(対象者の子: 保険金受取人)の年齢制限はありますか?**

**A2** ございます。成年者(20歳以上)としております。

**Q3 所定の要介護状態になってしまったら、その後の保険料の払い込みはどうなりますか?**

**A3** 所定の要介護状態に該当した日の翌月から、その後の保険料の払い込みは不要となります。(要介護状態に該当した翌日から停止します。)そのため、所定の要介護状態に該当した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまで通知ください。

**Q4 保険金の支払いはいつまで続きますか?**

**A4** 所定の要介護状態に該当した日からスタートします。(最長10年間)ただし、お支払いした保険金の累計額が保険金額に到達した時点で終了します。

**Q5 更新時に保険金額を見直すことは可能ですか?**

**A5** 更新時に保険金額を見直すことは可能です。詳しくは更新前にお送りする更新案内をご覧ください。なお、保険金額を増額する場合は再度告知いただく必要がございます。  
※保険期間の途中での保険金額の変更はできません。

**Q6 両親の年齢が若く、介護が必要になるのは先のことと思っていますが、今からの備えが必要ですか?**

**A6** 年齢にかかわらず突然の事故に巻き込まれてしまうことは誰にでも起こりうることです。年齢が高くなると保険に加入する際の「告知事項」に該当してしまい、加入できないケースも考えられます。年齢が若いうちから加入することでリスクに備えておくことをおすすめします。

**保険期間と支払責任について**

**保険期間と支払責任の関係**

× 要介護状態になった原因 △ 要介護状態に該当 ▲ 支払終了



**告知に関する重要なお知らせ**

- 加入にあたっては、対象者(被保険者の親)の「健康状態に関する告知書」をご提出いただく必要があります。
- 対象者には、被保険者の親または被保険者の配偶者の親を指定することができます。
- 告知書は被保険者(対象者の子)ご自身が告知者として、対象者(被保険者の親)の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等についてありのままをご記入ください。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。  
(注1) 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。  
(注2) 告知書の署名は被保険者本人自らが告知し、ご署名ください。被保険者と異なる加入者等による代理告知はできません。  
(注3) 「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

お子さまが親御さまの  
状態を告知ください。

保険料

団体割引による割安な保険料でご加入いただけます。

- 保険期間は1年です。 ●5歳きざみで保険料が変わります。 ●解約返れい金はありません。
- 対象期間は最長10年です。 ●団体割引25%を適用しています。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年2月現在)
- 親介護費用保険金とは別枠で、親介護費用保険金の10%の額を諸費用保険金としてお支払いします。

※年齢とは保険始期日時時点の満年齢になります。



ご自身のおかれた状況やご希望に合わせてコースをお選びいただけます。

保険金額と月払保険料

団体割引:25%適用

対象者 満年齢	K1タイプ	K3タイプ	おすすめ K5タイプ	あんしん K10タイプ
	保険金額 100万円 月額保険料	保険金額 300万円 月額保険料	保険金額 500万円 月額保険料	保険金額 1,000万円 月額保険料
40~44歳	350円	370円	390円	420円
45~49歳	360円	400円	450円	520円
50~54歳	390円	490円	580円	750円
55~59歳	460円	660円	870円	1,240円
60~64歳	590円	1,040円	1,490円	2,290円
65~69歳	890円	1,880円	2,860円	4,610円
70~74歳	1,530円	3,630円	5,730円	9,480円
75~79歳	2,780円	7,090円	11,410円	19,100円
●以下は満80歳からの継続保険料です。満80歳以上の方は新規でのご加入はできませんのでご注意ください。				
80~84歳	5,010円	13,260円	21,520円	36,240円
85~89歳	8,270円	22,310円	36,350円	61,380円

- ※住宅改修費用はご加入タイプに関らず100万円をお支払限度とします。
- ※有料老人ホーム等入居費用はご加入タイプの限度額または300万円いずれか低い金額をお支払限度とします。(保険金額100万円の場合：有料老人ホーム等入居費用の保険金額は100万円にて設定しています。)
- ※保険金支払いの対象期間は、所定の要介護状態に該当した日からスタートし、最長10年間(お支払いした保険金の累計額が保険金額に到達した時点で終了)となります。

**ご注意**

●本保険については、介護を受ける親御さま(対象者)の年齢により保険料が変わります。  
また、満40歳から満79歳までの方が新規加入いただける保険です。(ただし、満89歳まで継続可能です。)

※保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。  
 ※年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。  
 ※ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。  
 ※保険始期日は、2023年8月となります。



所定の要介護状態に該当した日の翌月からその後の保険料のお払込みは不要となります。そのため、所定の要介護状態に該当した場合は、丸紅セーフネットまたは損保ジャパンまでご連絡ください。

お申込方法

お手続きはカンタン。  
加入依頼書に必要事項をご記入・ご提出ください。

【加入者の範囲】

下記の条件に当てはまる方が加入対象となります。

- 2023年8月1日時点において、丸紅(株)およびその子会社および関連会社の役職員および退職者

【お申込方法】

●加入手続き

加入申込書兼健康状態に関する告知書に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

●保険期間

2023年8月1日午後4時から2024年8月1日午後4時までの1年間となります。

【保険料】

保険料は保険始期日(中途加入日)時点における対象者の満年齢によります。

ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での対象者の満年齢による保険料となります。

【保険料のお支払方法】

【在職者の方】 保険開始月の2か月後からの給与控除(毎月)となります。

【退職者の方】 保険開始月の2か月後からの口座引き落とし(毎月)となります。

【加入者証について】

今回のご加入内容に基づいて、保険開始月の翌月下旬頃に加入者証を送付いたします。加入者証は大切に保管してください。

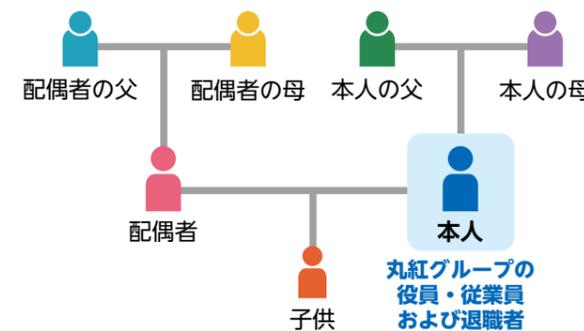
【中途加入の場合の保険開始】

毎月20日までに到着した加入申込書は翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)の午後4時から保険開始となります。

【被保険者・補償の対象者の範囲】

被保険者(対象者の子)は、加入者本人に加え、「本人の配偶者」「本人の子供」「本人の両親」「本人の兄弟姉妹」「本人の同居の親族」が設定いただけます。ただし未成年者を除きます。補償の対象者(被保険者の親)は新規の場合は満40歳~満79歳、継続加入の場合は満89歳までが対象となります。

【家族構成】



【対象者の設定例】

	加入者	被保険者 (対象者の子)	対象者 (介護が必要となる人)
1	本人	本人	本人の父または本人の母
2	本人	本人または配偶者	配偶者の父または配偶者の母
3	本人	子供(*1)	本人または配偶者

(\*1) 保険始期時点で満20歳以上の子が対象となります。

・この商品はWEBでのお手続きはできません。親子のちからの加入依頼書兼健康状態に関する告知書をご用意しておりますので、丸紅セーフネットまでお問い合わせください。

# 丸紅グループ親介護費用補償特約セット 団体総合保険 加入依頼書兼健康状態に関する告知書 記入要領

## 加入者 1

丸紅グループの役員・従業員および退職者が加入者となります。加入者ご本人が、申込日、住所、氏名、性別、生年月日をご記入ください。

## 被保険者(補償対象者の子) 2

要介護状態になったときに「介護が必要となる人の子」が保険金受取人(被保険者)になります。被保険者ご本人がご記入、ご署名ください。

## 補償の対象者(親) 3

補償対象者にしたい被保険者の親御さまについてご記入ください。被保険者をご記入ください。

## 加入プランと保険料 4

加入プランは、「100万円コース」「300万円コース」「500万円コース」「1,000万円コース」の4コースからご選択ください。保険料は、保険始期日時時点の満年齢の保険料になりますのでご注意ください。

## 告知日 5

告知日をご記入ください。

## 他の保険契約等 6

本保険と同様の実損払い型※の親介護保険等にご加入されている場合は、「保険会社名」「保険種類」「保険金額」「満期日」をご記入してご提出してください。ご加入がなければ空欄のままかまいません。 ※一時金受取型の保険は他の保険に該当しません。

## 健康状態告知 7

下記『質問内容』の(1)から(4)までの内容確認のうえ、「すべて該当なし」の場合は丸紅グループ親介護費用補償特約セット「加入申込書兼健康状態に関する告知書」の「健康状態告知」の「すべて該当なし」に丸をつけてください。

※訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、抹消線に重ねて訂正署名または訂正印が必要です。修正液や重ね書きでの訂正はできません。

一つでも該当する場合はご加入できません。

健康状態に関する告知項目	チェック欄
(1) 補償の対象者が公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定に申請したことがありますか。 ・「申請予定」は含まれません。 ・申請した結果、認定が受けられなかった場合も「申請をした」に該当します。	<input type="checkbox"/>
(2) 告知日現在、補償の対象者は次のいずれかの行為の際に、他人の介助(自分で補助用具を使用している場合も含まれます。)*が必要ですか。 【歩行・食事・排せつ・入浴・衣類の着脱・公共交通機関を利用する際の乗降・店での買い物】 ・頻度を問わず他人の介助を必要とした場合および補助用具(杖等を含みます。)*を使用した場合は該当します。	<input type="checkbox"/>
(3) 告知日現在、補償の対象者は次のいずれかに該当しますか。 【入院中・療養のため就床中(※1)・入院の予定がある】 (※1)「療養のため就床中」とは医師の指示による就床を指し、その期間および場所を問いません。	<input type="checkbox"/>
(4) 告知日から過去2年以内に補償の対象者は「認知症」(※2)または下記の「疾病・症状一覧表」に記載の疾病・症状により医師の診察、検査、治療、または投薬を受けたことがありますか。 ・医師より「疾病・症状一覧表」に記載の疾病・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が不明な場合や経過観察を含みます。 (※2)「認知症」とは、正常に発達した知能機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。	<input type="checkbox"/>

すべて該当なし  
ご加入いただけます。

1つ以上該当  
申し訳ありません。  
ご加入いただけません。

左記「健康状態に関する告知項目」(4)に記載の「疾病・症状一覧表」下記のとおりです。

悪性新生物	悪性しゅよう(各種がん・上皮内新生物・肉腫) 白血病、悪性リンパ腫
脳血管系の疾病	脳卒中(脳出血、脳こうそく(脳軟化)、くも膜下出血)
気管支・肺の疾病	慢性閉塞性肺疾患(COPD(慢性気管支炎、肺気腫など))
心臓関係の疾病	心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)* 心不全
筋肉・骨の疾病	筋ジストロフィー、骨折を伴う骨粗しょう症(※1)
その他	糖尿病(※2)、こうげん病(全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など)、リウマチ熱、アルツハイマー病、厚生労働省指定の難病(※3)(指定難病に対する受給者証の交付を受けたことがある場合にかぎり。)、精神および行動の障害(統合失調症、気分(感情)障害(躁うつ病・うつ病など)、恐怖性(パニック)障害、心的外傷後ストレス障害(PTSD)、アルコール依存症など)

・告知される方(親介護費用補償特約セット(被保険者))がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当する不明な場合は、主治医(担当医)にご確認のうえ、ご回答ください。  
(※1)「骨折を伴う骨粗しょう症」とは骨折した時に「骨粗しょう症」になっていた場合を意味します。(単に「骨粗しょう症」と診断された場合は含まれません。)  
(※2)糖尿病について、医師より診断されていない場合は告知対象外となります。  
(※3)厚生労働省指定の難病一覧については、以下の厚生労働省ホームページを参照してください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

<4>について  
(注1)「医師の診察、検査、治療または投薬」には、入院(※1)・手術(※2)・投薬をすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。また、がん(※3)と診断されることを含みます。  
(※1)検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。  
(※2)「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破砕術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。  
(※3)悪性新生物をいい、「上皮内新生物」、「肉腫」、「白血病」、「悪性リンパ腫」等の悪性しゅようを含みます。  
(注2)健康診断・がん検診・人間ドック(以下「健康診断等」といいます。)\*を受けていた場合、健康診断・再検査・精密検査の結果異常がなかった場合については、本質問事項を「いいえ」とご回答ください。

次の事項には、特にご注意ください。  
・悪性しゅようなどを指摘された後、すぐに治療の必要がないため2年以内に治療や通院がないという状態でも経過観察に該当し、告知の対象となります。

## 「健康状態に関する告知」にあたってご注意ください

**正しく告知していただくことは大変重要です。**

- 告知していただいた内容にしたがって、お引受けの可否が決まります。
- 正しく告知していただきませんとご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 告知書は中面の記入例を確認いただきながら、必ず親介護費用補償特約セット(被保険者)が補償の対象者についての事実を「ありのまま」「正確に」「もれなく」ご記入(告知)ください。
- 告知の対象となる「医師の診察、検査、治療または投薬」や特にご注意ください事項は記入要領に掲載していますのでご確認ください。

- 告知の重要性**
  - ・告知書にご記入いただく内容は損保ジャパンが公正な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
  - ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
  - ・損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- 正しく告知されなかった場合のデメリット**
  - ・ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
  - ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 告知していただいたご契約のお引受け**
  - ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- 始期前の発病や事故による無責の取扱い**
  - ご加入初年度の保険期間の開始日より前に、補償の対象者の疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたとき、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に損保ジャパンの定める要介護状態に該当した場合は、保険金をお支払いします。

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

必ずお読みください

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
【加入者ご本人以外の被保険者(対象者の子)、対象者(被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方となります。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。  
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

### この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、親介護費用補償特約をセットしたものです。
- 保険契約者：丸紅株式会社
- 保険期間：2023年8月1日午後4時から1年間
- 申込締切日：2023年7月20日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：丸紅株式会社およびその子会社・関連会社の役員および退職者
- 被保険者：丸紅株式会社およびその子会社・関連会社の役員および退職者またはそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。ただし、未成年者を除きます。
- 対象者：被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方となります。(新規加入の場合、満40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)までの方が対象となります。)
- お支払方法：【在職者の方】2023年10月分給与から毎月控除となります。(12回払)  
【退職者の方】2023年10月から毎月口座引き落としとなります。(12回払)
- お手続き方法：下記の通り加入申込書兼健康状態に関する告知書のご確認をお願いします。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		加入依頼書兼健康状態に関する告知書の提出が必要となります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「健康状態に関する告知書」※をご提出いただけます。※健康状態に関する告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2024年8月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月より、在職者の方は給与から毎月控除、退職者の方は指定口座から毎月引き落としとなります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、丸紅セーフネットまでご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合												
親介護費用保険金	<p>対象者(被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方。以下同様とします。)が要介護状態(※1)に該当したことにより、被保険者が日本国内において対象者の介護のために対象期間(※2)中に利用した(※3)次の①から⑥までのサービス等の費用(※4)を合算し、保険金額を上限に被保険者にお支払いします。ただし、⑤は100万円限度、⑥は300万円限度または保険金額のいずれか低い金額とします。また、公的介護保険制度等の給付等がある場合は、その額を親介護費用保険金から差し引きます。なお、被保険者が損保ジャパンと提携する事業者から次の①から⑥までの費用の請求を受け、その支払いについて損保ジャパンに求めた場合、損保ジャパンは保険金をその事業者にお支払いすることができます。</p> <table border="1"> <tr> <td>①介護サービス利用費用</td> <td>対象者が介護サービス(※5)を利用した費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td>②家事代行サービス利用費用</td> <td>対象者または被保険者が家事代行サービス(※6)を利用した費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td>③安否確認サービス利用費用</td> <td>対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス(※7)を利用した費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td>④配食サービス利用費用</td> <td>対象者または被保険者が対象者のための配食サービス(※8)を利用した費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td>⑤住宅改修費用</td> <td>対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。</td> </tr> <tr> <td>⑥有料老人ホーム等入居費用</td> <td>対象者が有料老人ホーム等(※9)の入居に関する費用(※10)をいいます。</td> </tr> </table> <p>(※1)要介護状態 用語のご説明「要介護状態」をご確認ください。 (※2)対象期間 用語のご説明「対象期間」をご確認ください。 (※3)利用した被保険者が実際に費用を負担した場合に保険金をお支払いします。 (※4)サービス等の費用 保険金をお支払いした後に、事業者との契約の解約または取消等により、被保険者が負担した費用が返還された場合は親介護費用保険金の全部または一部の返還を求めることがあります。 (※5)介護サービス 公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスをいい、公的介護保険制度の給付の有無を問いません。 (※6)家事代行サービス 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行う事業者が、その役務の提供を行うことをいいます。 (※7)安否を確認するためのサービス カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者が、その役務または情報の提供を行うことをいいます。 (※8)配食サービス 事業者が、調理済みの食事の提供および配達を、期間または回数を定めて継続的に行うことをいいます。 (※9)有料老人ホーム等 次の①から③までのいずれかに該当する施設をいいます。 ①老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホーム ②老人福祉法に定める軽費老人ホーム ③高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅 (※10)入居に関する費用 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。</p>	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス(※5)を利用した費用をいいます。	②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス(※6)を利用した費用をいいます。	③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス(※7)を利用した費用をいいます。	④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス(※8)を利用した費用をいいます。	⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。	⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等(※9)の入居に関する費用(※10)をいいます。	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑦先天性異常 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑨正当な理由なく治療を怠り、要介護状態に該当した場合 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス(※5)を利用した費用をいいます。													
②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス(※6)を利用した費用をいいます。													
③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス(※7)を利用した費用をいいます。													
④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス(※8)を利用した費用をいいます。													
⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。													
⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等(※9)の入居に関する費用(※10)をいいます。													
諸費用保険金	<p>親介護費用保険金がお支払いされる場合において、親介護費用保険金とは別に対象者の介護のために生ずる諸費用に対して、次の算式によって算出した額を諸費用保険金として被保険者にお支払いします。ただし、保険金額に支払割合(10%)乗算した額を諸費用保険金の限度とします。</p> $\text{諸費用保険金} = \text{親介護費用保険金} \times \text{支払割合}(10\%)$													

- (注1) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。  
①対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時のお支払条件により算出された保険金の額  
②対象者が要介護状態に該当した日のお支払条件により算出された保険金の額
- (注2) 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

本保険の概要

補償内容

保険料

お申込方法

契約概要

# この保険のあらまし(契約概要のご説明)

必ずお読みください

## その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
公的介護保険制度	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。
対象期間	保険金を支払うべき要介護状態に対象者が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から10年を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。 ①対象者が要介護状態に該当しなくなった場合 ②対象者が死亡した場合 ③被保険者が死亡した場合
対象者	親介護費用補償特約の対象者をいいます。
保険金	親介護費用保険金および諸費用保険金をいいます。
保険金額	親介護費用保険金の保険金額をいいます。
要介護状態	次の①または②のいずれかの状態をいいます。 ①要介護状態A 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護1の認定を受けている状態、かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」(平成18年老発第0403003号厚生労働省老健局長通知)の判定において、医師からIa、Ib、IIa、IIb、IVまたはMのいずれかを受けている状態 ②要介護状態B 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護2から5までのいずれかの認定を受けている状態
要介護に該当した日	対象者が保険期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日(※)をいいます。 (※)有効期間の初日 公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

- クーリングオフ**  
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- ご加入時における注意事項(告知義務等)**
  - ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
  - 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
  - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。  
★対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態  
告知される方(被保険者)がご認識している対象者の疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。  
★他の保険契約等(※)の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。  
\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。  
\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。  
\*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
  - ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。  
(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
  - 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
  - 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。  
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合  
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合  
●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入いただけない場合があります。  
●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)より前に、対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因が生じたときや、対象者が要介護状態に該当したときは、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)より前に、対象者が要介護状態の原因となった事由が生じたときであっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(要介護状態)に該当した場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。  
(※)継続時に保険金額を増額する等新たに補償を拡大された場合は、新たに補償を拡大された日をいいます。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- ご加入後における留意事項**
  - 加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
  - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。  
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>  
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
  - 保険金の請求状況や被保険者または対象者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。  
<重大事由による解除等>  
●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者(保険金受取人)または対象者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 責任開始期**
  - 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。  
\*中途加入の場合は、毎月20日までの受付日は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付日は翌々月1日)に保険責任が始まります。
- 事故がおきた場合の取扱い**
  - 対象者が保険金支払事由(要介護状態)に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
  - 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	対象者の要介護状況等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、要介護状況説明書、公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証する書類など
③	公の機関や医療機関等関係先への調査のために必要な書類	同意書など
④	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	保険金支払いの対象となる費用を負担したことおよび内訳を証明する書類または損保ジャパンと提携する事業者からのその費用の請求書、有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書、労働災害補償制度を利用したことを示す書類など

- (注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。  
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
  - 病やケガにより対象者が要介護状態に該当された場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金をお支払いできない主な場合**  
本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。
  - 中途脱退と中途脱退時の返れい金等**  
この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。
  - 保険会社破綻時の取扱い**  
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。
  - 個人情報の取扱いについて**
    - 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
    - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

### ●ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

#### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 対象期間
- 保険金額
- 保険料、保険料払込方法
- 保険期間
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

#### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 対象者および被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

##### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

#### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」記載されていますので必ずご確認ください。

## SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの親介護費用補償保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話サービスです。

### 1 メディカルサポートサービス (24時間・365日)

#### ●健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

#### ●医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

#### ●専門医相談サービス(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

#### ●介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

#### ●法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

#### ●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

##### 人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

##### PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

##### 郵送検査紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。

### 2 メンタルヘルスサービス

#### ●メンタルヘルス相談

臨床心理士が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。(平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00)

※日祝・年末年始(12/29 ~ 1/4)を除きます。

※ 1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。 ※ 2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。 ※ 3 ご利用は日本国内からにかぎりあります。 ※ 4 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。 ※ 5 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

#### ●メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

ホームページにアクセスすることによるストレスチェック等が利用できます。(24時間・365日)

## 問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

### 万一事故にあわれた際のご連絡先

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

#### 事故サポートセンター

**0120-727-110** 受付時間: 24時間365日

### 新規申込みやご契約の変更に関するお問い合わせ先

#### 取扱代理店

**Marubeni Safenet**

丸紅セーフネット株式会社

TEL

**03-5210-1910 03-5210-1700**

MAIL:marubenhoken@m-inc.co.jp

受付時間 平日 午前9:15~午後5:30 (土曜日・日曜日・祝日はお休みとさせていただきます。)

〒102-0084

東京都千代田区二番町3 麹町スクエア3F

営業サポート部リテールサポート課

FAX

引受保険会社  
損害保険ジャパン株式会社 企業営業第二部第三課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL 03-3231-4214 FAX.03-3231-9925

受付時間:

平日の午前9時から午後5時まで

#### 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADR センター (ナビダイヤル)0570-022808(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。 ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 ●加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

# 親介護に関する チェックシート



この機会に、  
下のチェックリスト☑を参考に、  
ご家族の方と「将来の姿」について  
話し合いをしてみませんか？

## “もしも” のときにあわてないための5つのポイント

### ～ “もしも” の前兆を見逃さないために～

- 日常生活パターン (起きる時間、寝る時間など普段の生活パターン)
- 医療、介護関係 (かかりつけ医、病歴、服薬、保険証や診察券の保管場所)

### ～親が元気なうちに家族で話し合っておきたいこと～

- 親はどこでどのように過ごしたい？
- 医療費用や介護費用はどうする？ (親の収入や資産は？)
- 誰がどのように介護する？ (お金は？ 介護負担は？ 判断は？)

## 親の介護の前兆11のチェックポイント

### ～老化のサインを見逃さない～

- やせてきた
- 掃除がおろそか
- 買いだめが多い
- 衣服を着替えない
- 薬が増えた
- 性格が変わった
- 動作がおそい
- 同じことを何度も言う、聞く
- 出不精になった
- 入浴を面倒くさがる
- よくつまづく

## これは確認しておきたい! 介護支援制度

- 会社独自の介護支援制度の有無は？
- 制度利用に関する条件は？  
(利用対象者は？ 取得事由や期間は？ いつまでに申し出ればいいのか?)